

平成27年度 水銀大気排出抑制対策調査検討会の設置について

1. 検討の背景と目的

平成25年10月に採択された「水銀に関する水俣条約」では、水銀の大気排出に関する規定が設けられ、附属書Dに掲げられる発生源（石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属製造に用いられる製錬及びばい焼の工程、廃棄物の焼却設備及びセメントクリンカーの製造設備）のうち、新規の発生源に対する利用可能な最良の技術（Best Available Techniques：BAT）及び環境のための最良の慣行（Best Environmental Practice：BEP）の適用が、既存の発生源に対する排出の規制・削減のための数量化された目標の設定等の措置から1つ以上の実施が義務付けられている。

こうした状況を踏まえ、平成26年5月より中央環境審議会大気・騒音振動部会水銀大気排出対策小委員会の下で「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀の大気排出対策について」審議が行われ、平成27年1月に「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀の大気排出対策について（答申）」が示された。

この答申を受け、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成27年6月に大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）が成立し、公布された。この法律では、条約の規定に基づき規制が必要な施設を水銀排出施設とし、当該施設の設置等について都道府県知事に届け出ること、水銀排出施設の排出口の水銀濃度の排出基準を定め、当該排出施設から水銀等を大気へ排出する者に対して排出基準の遵守を義務付けること、届出対象外であっても水銀等の排出量が相当程度である施設を要排出抑制施設として指定し、その設置者に対し、排出抑制のための自主的取組の実施を責務として求めること等が規定されている。

この法律によって改正される大気汚染防止法（以下、「改正大気汚染防止法」という。）の実施に向け、我が国の水銀大気排出の実態を取りまとめるとともに、水銀の大気への排出の規制・削減に係る国際動向も踏まえつつ、水銀排出施設及び排出基準の設定等を行う必要がある。これらに関する必要な情報を収集・整理し、改正大気汚染防止法の実施にあたって必要な事項について専門家からの助言を得るため、平成27年度水銀大気排出抑制対策調査検討会を設置する。

2. 検討内容

- (1) 水銀排出施設についての検討
 - ・ 水銀排出施設の種類及び規模
 - ・ 新規施設及び既存施設の定義
- (2) BATを適用した場合の排出限度値についての検討
 - ・ 新規施設に係る排出基準（施設の種類別に検討）
 - ・ 既存施設に係る排出基準（施設の種類別に検討）
- (3) 要排出抑制施設の施設種類についての検討

3. 運営

- (1) 本検討会は、別紙に掲げる委員 9 名及びオブザーバー 9 名で構成する。
- (2) 本検討会には、座長を置き、座長は、検討会の議事を整理する。なお、座長は、委員の互選により決定する。
- (3) 本検討会は、公開で行うこととし、検討会資料も公開する。ただし、調査中の報告の案文、非公開を前提に収集したデータが記載されている資料、関係者と調整中の資料その他の公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある資料については、座長は、「委員等限り」である旨明記した上で非公開とすることができる。
- (4) 検討会での発言を取りまとめた議事要旨は、発言者の氏名を記載するものとし、委員等の確認を受けて事務局が作成し、公開資料として取り扱うこととする。
- (5) 本検討会の事務は、株式会社エックス都市研究所が行う。
- (6) その他、検討会の運営にあたり必要な事項は、座長が定める。

以上